

令和5年度

志布志市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

志布志市監査委員

目 次

○ 令和5年度志布志市健全化判断比率審査意見書

第1	審査の対象	1
第2	審査の期間	1
第3	審査の方法	1
第4	審査の結果	1
1	総合意見	1
2	個別意見	2
(1)	実質赤字比率	2
(2)	連結実質赤字比率	2
(3)	実質公債費比率	3
(4)	将来負担比率	4
3	是正改善を要する事項	5

○ 令和5年度志布志市資金不足比率審査意見書

第1	審査の対象	6
第2	審査の期間	6
第3	審査の方法	6
第4	審査の結果	6
1	総合意見	6
2	個別意見	7
(1)	水道事業会計（法適用企業）	7
(2)	農業集落排水事業会計（法適用企業）	7
(3)	国民宿舎特別会計（法非適用企業）	8
(4)	工業団地整備事業特別会計（法非適用企業）	8
3	是正改善を要する事項	8

○ 別紙資料

別紙資料	9
------	---

令和5年度志布志市健全化判断比率審査意見書

第1 審査の対象

令和5年度志布志市実質赤字比率

令和5年度志布志市連結実質赤字比率

令和5年度志布志市実質公債費比率

令和5年度志布志市将来負担比率

第2 審査の期間

令和6年7月22日から同年8月9日まで

第3 審査の方法

健全化判断比率審査に当たっては、市長から提出された上記審査対象の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）等関係法令の規定に準拠して作成されているか、また、各比率を適正に表示しているかについて、志布志市監査基準に関する規程（平成29年志布志市監査委員訓令第2号）に基づき、慎重に審査を行った。

第4 審査の結果

1 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令の規定に準拠して適正に作成されている。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、黒字であり、いずれも良好な状態であると認められる。また、実質公債費比率は、早期健全化基準を下回っており、将来負担比率は算定されず、いずれも良好な状態にあると認められる。

(単位：%)

健全化判断比率	令和5年度	令和4年度	増減ポイント (R5-R4)	早期健全化基準	財政再生基準	備考
(1) 実質赤字比率	—	—		13.14	20.0	-6.85
(2) 連結実質赤字比率	—	—		18.14	30.0	-22.45
(3) 実質公債費比率	10.8	10.1	0.7	25.0	35.0	
(4) 将来負担比率	—	—		350.0		-84.30

※1 実質黒字の場合は、「—」と記載し、備考欄に実質黒字の程度（比率）を負で併記している。

2 早期健全化基準及び財政再生基準は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）により定められており、この基準を超えた場合には、財政健全化計画や財政再生計画の策定等が義務付けられる。

2 個別意見

(1) 実質赤字比率

一般会計における実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

(単位：千円、%)

区 分	令和 5 年度	令和 4 年度	比 較
歳入総額	34,847,906	33,175,510	1,672,396
歳出総額	34,065,874	32,273,156	1,792,718
形式収支	782,032	902,354	-120,322
翌年度へ繰り越すべき財源	4,163	11,128	-6,965
実質収支額 (A)	777,869	891,226	-113,357
標準財政規模 (B) (臨時財政対策債発行可能額含む)	11,343,232	11,238,389	104,843
実質赤字比率 (A)/(B)×100	-6.85	-7.93	

※ 実質収支額が黒字のため、実質赤字比率については、黒字の程度を負で表示している。

実質収支額は前年度比12.72%（113,357千円）の減、標準財政規模は前年度比0.93%（104,843千円）の増となった。

実質赤字比率の黒字の程度が前年度比較で1.08ポイント低下したものの、実質赤字比率は算定されず、依然として良好な状態にあると認められる。

(2) 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率である。

(単位：千円)

会 計 名	令和 5 年度				令和 4 年度	比 較
	歳入総額	歳出総額	翌年度へ繰り越すべき財源	実質収支額 (剰余額)	実質収支額 (剰余額)	
一般会計	34,847,906	34,065,874	4,163	777,869	891,226	-113,357
水道事業会計	1,223,465	76,464	0	1,144,058	1,204,089	-60,031
農業集落排水事業会計	99,629	52,345	0	47,284	48,404	-1,120
国民健康保険特別会計	4,326,458	4,264,529	0	61,929	147,855	-85,926
後期高齢者医療特別会計	465,605	464,887	0	718	1,077	-359
介護保険特別会計	4,350,204	3,835,149	0	515,055	499,102	15,953
国民宿舎特別会計	41,147	41,145	0	2	1	1
工業団地整備事業特別会計	373,281	373,177	0	0	0	0
合 計	45,727,695	43,173,570	4,163	2,546,915	2,791,754	-244,839

※1 水道事業会計及び農業集落排水事業会計の歳入総額は流動資産額、歳出総額は流動負債額から控除企業債等を減じたもの、剰余額は算入地方債現在高を含めたものを計上している。

※2 工業団地整備事業特別会計の剰余額は算定されない（8ページ資金不足比率審査意見書2(4)参照）。

$$\begin{aligned}
 \text{連結実質赤字比率} &= \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100\% \\
 &= \frac{-2,546,915}{11,343,232} \times 100\% \\
 &= -22.45 \% \quad (= \text{黒字のため該当なしとなる。})
 \end{aligned}$$

※連結実質赤字額：一般会計、公営事業会計及び公営企業会計に係る実質的な収支額の合計が赤字であった場合の総額のことであるが、黒字の場合は、負（－）で表示している。

連結決算における実質収支は、前年度と比較すると、介護保険特別会計等で増となり、一般会計、水道事業会計、国民健康保険特別会計等で減となった。黒字の程度は、前年度比で8.77%（244,839千円）の減となり、比率が前年度比で2.39ポイント（前年度比率-24.84%）低下したものの、連結実質赤字比率は算定されず、依然として良好な状態にあると認められる。

(3) 実質公債費比率

一般会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率で、一般会計のみならず公営事業会計等の支払う元利償還金への一般会計からの繰出金、一部事務組合等の公債費経費を算入し連結決算の考え方を導入している。

(単位：千円)

区 分	令和5年度	令和4年度	比 較
ア 地方債の元利償還金に充てた一般財源等	2,670,648	2,682,362	-11,714
イ 準元利償還金	342,668	314,227	28,441
ウ 特定財源	44,861	44,516	345
エ 元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	1,945,061	1,964,353	-19,292
標準財政規模	11,343,232	11,238,389	104,843

$$\begin{aligned}
 \text{・ 実質公債費比率} &= \frac{(\text{ア}+\text{イ}) - (\text{ウ}+\text{エ})}{\text{標準財政規模} - (\text{エ})} \times 100\% \\
 &= \frac{1,023,394}{9,398,171} \times 100\% \\
 &= 10.88929 \% \quad (\text{単年度}) \\
 &10.8 \% \quad (3 \text{ か年平均})
 \end{aligned}$$

※実質公債費比率(単位：%)

年 度	比 率
令和3年度	11.12576
令和4年度	10.65038
令和5年度	10.88929
3 か年平均	10.88848

【アの内訳】 令和5年度分

(単位：千円)

会計名	① 元金	② 利子	③ 元利計 (①+②)	④ 繰上償還及び借換債を 財源として償還した額	ア (③-④)
一般会計	2,590,846	79,802	2,670,648	0	2,670,648

【イの内訳】 令和5年度分

(単位：千円)

区 分	準元利償還金	区 分	準元利償還金
水道事業会計	29,772	大隅曾於地区消防組合	23,059
農業集落排水事業会計	101,268	債務負担行為で公債費に準ずるもの	173,473
国民宿舎特別会計	12,149	一時借入金利子	65
工業団地整備事業特別会計	2,882		
計			342,668

【ウの内訳】 令和5年度分

(単位：千円)

区 分	充当額
住宅使用料	44,516
令和3年度臨時財政対策債償還基金費分	345
計	44,861

【エの内訳】 令和5年度分

(単位：千円)

算入区分	算入額
事業費補正算入分	114,844
公債費算入分	1,823,486
密度補正算入分	6,731
計	1,945,061

準元利償還金の増加により、単年度で前年度比0.2ポイント低下し、3か年平均では前年度比0.7ポイント低下したものの、早期健全化基準値の25.0%を下回っているため、依然として良好な状態にあると認められる。

(4) 将来負担比率

この比率は、一般会計の地方債現在高、他会計が地方債償還に充てるための一般会計繰入見込額及び全職員の退職手当予定額等の将来における実質的な債務の標準財政規模に対する比率を表したものである。

(単位：千円)

区 分	令和5年度	令和4年度	比 較
ア 将来負担額	23,362,049	24,562,536	-1,200,487
イ 充当可能財源等	31,291,060	29,255,280	2,035,780
ウ 元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	1,945,061	1,964,353	-19,292
標準財政規模	11,343,232	11,238,389	104,843

$$\begin{aligned}
 \text{将来負担比率} &= \frac{(\text{ア}) - (\text{イ})}{\text{標準財政規模} - (\text{ウ})} \times 100\% \\
 &= \frac{-7,929,011}{9,398,171} \times 100\% \\
 &= -84.3 \%
 \end{aligned}$$

【アの内訳】

(単位：千円)

区 分	ア 将来負担額		比 較
	令和5年度	令和4年度	
一般会計に係る地方債現在高	20,034,494	20,773,378	-738,884
債務負担行為に基づく支出予定額	0	3,053	-3,053
旧大隅広域伝染病棟施設建設償還金	0	3,053	-3,053
一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額	873,358	1,358,911	-485,553
水道事業会計	308,847	340,127	-31,280
農業集落排水事業会計	528,373	708,398	-180,025
国民宿舎特別会計	36,138	48,066	-11,928
工業団地整備事業特別会計	0	262,320	-262,320
組合等が起こした地方債償還に係る一般会計負担見込額	80,412	84,807	-4,395
大隅曾於地区消防組合	80,412	84,807	-4,395
退職手当支給予定額に係る一般会計負担見込額	2,133,502	2,040,210	93,292
一般職に属する職員	2,332,055	2,214,691	117,364
特別職に属する職員	12,919	9,983	2,936
県市町村職員退職手当組合積立金積立不足額	-211,472	-184,464	-27,008
設立法人の債務等に対する一般会計負担見込額	240,283	302,177	-61,894
曾於東部土地改良区	206,111	247,568	-41,457
曾於南部土地改良区	34,172	54,609	-20,437
連結実質赤字額	0	0	—
組合等の連結実質赤字額に係る一般会計負担見込額	0	0	—
計	23,362,049	24,562,536	-1,200,487

【イの内訳】

(単位：千円)

区 分	イ 充当可能財源等		比 較
	令和5年度	令和4年度	
地方債の償還額等に充当可能な基金額	14,581,578	12,192,087	2,389,491
財政調整基金	2,851,017	2,844,629	6,388
減債基金	501,602	457,501	44,101
その他の基金	11,228,959	8,889,957	2,339,002
地方債の償還額等に充当可能な特定歳入見込額	531,068	571,065	-39,997
住宅使用料	531,068	571,065	-39,997
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	16,178,414	16,492,128	-313,714
公債費算入分	15,405,025	15,649,976	-244,951
事業費補正算入分	735,037	797,598	-62,561
密度補正算入分	38,352	44,554	-6,202
計	31,291,060	29,255,280	2,035,780

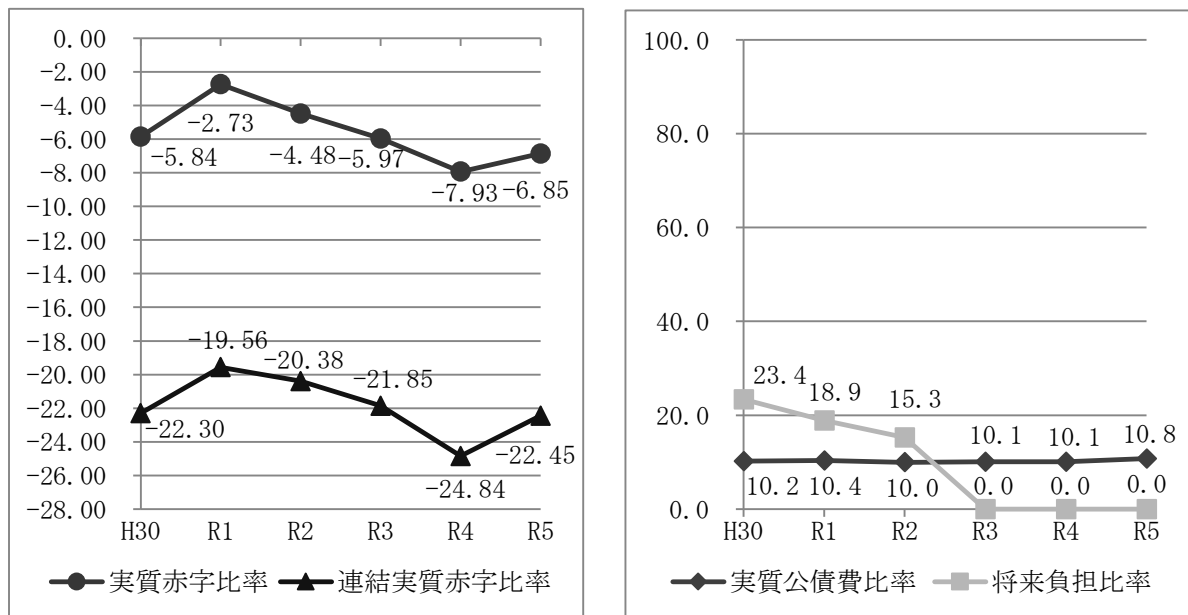
【ウの内訳】

(3) 実質公債費比率の【エの内訳】に同じ。

令和5年度においては、一般会計に係る地方債現在高が738,884千円(3.56%)減少したことに加え、充当可能財源等のうち、ふるさと志基金の積立額が前年度4,783,608千円から6,018,966千円に増加したこと等により、地方債等の償還額等に充当可能な基金が、2,389,491千円(19.60%)増加している。

これらにより充当可能財源等が将来負担額を上回る結果となっており、将来負担比率が算定されず、良好な状態にあると認められる。

【健全化判断比率の推移】



4指標ともに早期健全化基準値を下回っており、健全な財政運営が図られていることを認める。

今後も、厳しい財政運営ではあるが、指標の推移を十分注視し、健全で安定した財政運営に努められたい。

- 3 是正改善を要する事項
特に指摘すべき事項はない。

令和5年度志布志市資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

令和5年度志布志市水道事業会計資金不足比率
令和5年度志布志市農業集落排水事業会計資金不足比率
令和5年度志布志市国民宿舎特別会計資金不足比率
令和5年度志布志市工業団地整備事業特別会計資金不足比率

第2 審査の期間

令和6年7月22日から同年8月9日まで

第3 審査の方法

資金不足比率審査に当たっては、市長から提出された上記審査対象の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令の規定に準拠して作成されているか、また、各会計の資金不足比率を適正に表示しているかについて、志布志市監査基準に関する規程に基づき、慎重に審査を行った。

第4 審査の結果

1 総合意見

審査に付された各公営企業会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、次のとおりいずれも関係法令の規定に準拠して適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

公 営 企 業 会 計 名	資金不足比率	経営健全化 基 準	備 考		
			令和5年度	令和4年度	比 較
水 道 事 業 会 計	—	20.0	-235.42	-244.51	9.09
農 業 集 落 排 水 事 業 会 計	—	20.0	-69.42	-65.64	-3.78
国 民 宿 舎 特 別 会 計	—	20.0	0.0	0.0	0.0
工 業 団 地 整 備 事 業 特 別 会 計	—	20.0	0.0	0.0	0.0

※1 黒字経営の場合は、「—」と記載し、備考欄に黒字経営の程度（比率）を負で併記している。

2 早期健全化基準及び財政再生基準は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令により定められており、この基準を超えた場合には、経営健全化計画の策定等が義務付けられる。

3 備考中の比較は、R5とR4を比較（R5－R4）した増減指数であり、負数は、黒字経営の程度が進行したことを意味している。

4 農業集落排水事業会計の令和4年度の数値は、下水道管理特別会計（法非適用企業）のものである。

2 個別意見

公営企業における資金不足比率は、資金不足額（一般会計の実質赤字に相当する額）の営業収益等に対する比率である。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額 (A + B - C)}}{\text{事業の規模}} \times 100\%$$

（法適用企業の場合）

- A 流動負債の額－控除企業債等
 B 算入地方債の現在高
 C 流動資産の額－控除財源等
 事業の規模＝営業収益の額－受託工事収益の額

（法非適用企業の場合）

- A 歳出総額
 B 算入地方債の現在高
 C 歳入総額－翌年度へ繰り越すべき財源
 D 土地収入見込額
 E 地方債残高＋他会計長期借入金
 事業の規模＝営業収益に相当する額－受託工事収益に相当する収入の額
 ※ただし、宅地造成事業を行っている場合
 資金不足額＝A＋B－C－D＋E
 事業の規模＝資本の額に相当する額＋負債の額に相当する額

(1) 水道事業会計【法適用企業】令和5年度分

（単位：千円）

流 動 資 産	1,223,465	流 動 負 債	151,760
現金・預金	1,208,865	企業債	76,757
未収金	8,244	未払金	66,947
貯蔵品	2,899	前受金	0
前払金	2,257	引当金	4,737
その他流動資産	1,200	その他流動負債	3,319
受託工事収益額	0	営業収益	485,960
算入地方債の現在高	2,943		

$$\begin{aligned} \text{資金不足比率} &= \frac{-1,144,058}{485,960} \times 100\% \\ &= -235.42 \% \quad (= \text{黒字のため該当なしとなる。}) \end{aligned}$$

(2) 農業集落排水事業会計【法適用企業】令和5年度分

（単位：千円）

流 動 資 産	99,629	流 動 負 債	201,741
現金・預金	89,882	企業債	149,396
未収金	7,252	未払金	50,753
貯蔵品	0	前受金	0
前払金	2,475	引当金	1,502
その他流動資産	20	その他流動負債	90
受託工事収益額	0	営業収益	68,104
算入地方債の現在高	0		

$$\begin{aligned}\text{・ 資金不足比率} &= \frac{-47,284}{68,104} \times 100\% \\ &= -69.42 \quad \% \quad (= \text{黒字のため該当なしとなる。})\end{aligned}$$

(3) 国民宿舎特別会計【法非適用企業】令和5年度分

(単位：千円)

歳入総額	41,147	翌年度へ繰り越す べき財源	0
歳出総額	41,145		
形式収支	2	実質収支	2
受託工事収益額	0	営業収益	0

- ※1 利用料金制度が採用されているため、営業収益には指定管理者からの納付金が算入される。
2 算入地方債の現在高は、0のため表示していない。

$$\begin{aligned}\text{・ 資金不足比率} &= \frac{-2}{0} \times 100\% \\ &= 0.0 \quad \%\end{aligned}$$

(4) 工業団地整備事業特別会計【法非適用企業】令和5年度分

(単位：千円)

歳入総額	373,281	翌年度へ繰り越す べき財源	0
歳出総額	373,177		
形式収支	104	実質収支	104
地方債現在高	1,049,100	資本・負債額	1,048,996
土地収入見込額	0		

- ※1 宅地造成事業を行っている。
2 算入地方債の現在高は、0のため表示していない。
3 他会計長期借入金は、0のため表示していない。
4 $A:373,177 + B:0 - C:(373,281 - 0) - D:0 + E:(1,049,100 + 0) = 1,048,996$
5 $A + B - C - D + E > 0$ となる場合は、 $A + B - C - D + E = 0$ とする。

$$\begin{aligned}\text{・ 資金不足比率} &= \frac{0}{1,048,996} \times 100\% \\ &= 0.0 \quad \%\end{aligned}$$

各会計とも資金不足額が生じていないため、資金不足比率は算定されない。

3 是正改善を要する事項
特に指摘すべき事項はない。

【別紙資料】

用 語	説 明
標準財政規模	標準的な状態で通常収入されるであろう一般財源ベースの収入規模を示す割合 (標準財政規模＝標準税収入額＋普通交付税＋臨時財政対策債発行予定額)
標準税収入額	基準財政収入額を一定の算入率で算出した金額のことで、標準的な税率において、収入されるであろうとされる税収入額
基準財政収入額	普通交付税の算定に用いられるもので、財政力を合理的に測定するために、標準的な状態で見込まれる税収入等を一定の方法によって算出した額
基準財政需要額	普通交付税の算定に用いられるもので、標準的な水準の行政サービスを行うために必要な経費を一定の方法によって算出した額
準元利償還金	次のアからオまでの合計額 ア 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額 イ 一般会計から特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるものの ウ 組合等への負担金や補助金のうち、組合等の地方債の償還の財源に充てたと認められるもの エ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの オ 一時借入金の利子
公債費に準ずる債務負担行為	債務負担行為として予算に定めている支出額のうち、地方財政法(昭和23年法律第109号)第5条に規定する地方債を財源とすることができる経費に該当する債務負担行為

本市の会計区分イメージ図

普通会計	字実 比質 率赤	連結 実質 赤字 比率	実質 公債 費比 率	将来 負担 比率
一般会計				
公営事業会計		比資 金不 率足		
特別会計				
国民健康保険特別会計				
後期高齢者医療特別会計				
介護保険特別会計				
公営企業会計				
水道事業会計	【法適用企業】			
農業集落排水事業会計	【法適用企業】			
国民宿舎特別会計	【法非適用企業】			
工業団地整備事業特別会計	【法非適用企業】			
一部事務組合				
曾於北部衛生処理組合				
曾於地区介護保険組合				
大隅曾於地区消防組合				
曾於南部厚生事務組合				
鹿児島県市町村総合事務組合				
曾於地域公設地方卸売市場管理組合				
広域連合				
鹿児島県後期高齢者医療広域連合				
地方公社				
志布志市土地開発公社				
第三セクター等				
曾於東部土地改良区				
曾於南部土地改良区				